

令和7年度直方市入札参加資格審査申請について（市内業者）

令和7年10月1日から令和8年9月30日までの1年間、直方市が発注する建設工事（建設工事に付帯する工事・調査・設計等を含む）の請負契約に係る競争入札に参加を希望される方は、下記事項に留意の上申請書を提出してください。

（資格要件）

1. 直方市内に本店、支店、営業所等を有する者。

2. 次の要件に該当する方は、申請できません。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 建設工事を希望する場合、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていない者。
- (3) 建設業法第27条の23に規定する経営に関する事項の審査を受けていない者（建設工事を希望する場合）。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者。
- (5) 建設工事を希望する場合、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入がない者（加入義務のない者を除く）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係又は社会的に非難される関係を有しているとして関係機関の通知等があった者。

注) 次の各号に該当すると認められる者で、その事実があった日を起算日とし、3年を経過しない者は競争入札に参加させないことがあります。

- ① 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質、もしくは数量に関して不正行為を行った者。
- ② 競争入札またはせり売りにおいて、公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るため連合を行った者。
- ③ 落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった者を、契約の履行にあたり代理人・支配人・その他の使用人として使用した者。
- ⑦ 過去3年以内に、複数回、指名停止等措置要綱に該当し、措置を受けた者。

令和7年度 直方市入札参加資格審査申請要領（市内業者）
（建設工事・測量・建設コンサルタント等）

1. 受付期間 令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）（※郵送は当日消印有効）

2. 提出方法 電子申請または郵送による申請
※ 可能でしたら、電子申請のご利用をお願いします。
※令和7年7月31日の消印の物まで有効とします。

3. 入札参加資格の有効期間
令和7年10月1日～令和8年9月30日（1年間）

4. 入札参加希望業種 1社2業種以内（建設工事と測量・コンサルの中から最大2業種まで）

5. 提出書類の作成及び申請要領
申請方法や希望業種等で、必要な書類が異なります。以下の申請要領を参照の上、必要な書類を準備、申請してください。

【電子申請】での書類作成及び申請要領・・・2p～5p

【郵送申請】での書類作成及び申請要領・・・6p～9p

【その他共通事項】・・・10p(※)

※申請全てに関わる注意事項や、登録後の流れ等重要事項を記載しておりますので、必ずご一読ください。

書類作成及び申請要領【電子申請版】

電子申請入力フォーム（グラフター）を通じて、以下の3ステップで申請していただきます。

【申請までの流れ】

- (1) 事前準備として直方市公式ホームページより「R7 建設工事等競争入札参加資格審査申請様式一式(市内)」のエクセルデータをダウンロードし、必要事項を入力して保存してください。
様式のうち、使用印鑑届（市様式 - 共通 7）を印刷して使用印及び実印を押印した後、書類をスキャンして電子データを作成してください。
※ 印影がはっきりと読み取れる状態にしてください。
- (2) 建設業許可通知書の写し等各種証明書類関係を PDF 等の電子データ化してください。
- (3) 電子申請フォームに必要事項を入力し、(1) (2) で作成したデータを添付し、申請してください。

【申請先】

直方市公式ホームページの【令和7年度 建設工事等入札参加資格審査申請受付（市内業者）】のページ内、「電子申請入力フォーム」より申請を行ってください。

【電子申請時の注意】

- (1) エクセルシートは、毎年内容が変わります。必ず、今年度の申請様式を使用してください。
本様式は必要に応じて保護をかけていますので、保護を外さないようにしてください。また、不要なシートであっても削除しないようにしてください。
- (2) 電子で申請が完結します。（別途、原本等の郵送は不要です。）
- (3) 各証明書は、提出時において、必ず発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

書類種について

◎市様式：エクセルデータ「R6 建設工事等競争入札参加資格審査申請様式一式（市内）」の各種シート

【提出書類一覧】

◎添 付：各種証明書の写し等を PDF に電子データ化し、提出するもの

	書類種	提出書類	備考
①	市様式	共通 1 申請書	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事と測量・コンサルの中から別紙①「指名希望業種分類表」を参考に希望業種 2 業種までを選択し、入力すること ●準市内業者（本社が市外にある業者）は、委任先の直方市内の支社（店）の名称と受任者氏名を入力すること ※建設業種の場合 委任先として指定できるのは、建設業法上の営業所許可を受けた事業所のみとなるため、注意すること
②	市様式	共通 2 営業所位置図	<ul style="list-style-type: none"> ●地図等の画像データを張り付け、営業所の位置が明瞭となるようポイントを付すこと

③	市様式 又は 任意様式	共通 3 工事・コンサル等経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ●希望業種ごとに直前 2 年間分の経歴書を作成すること 【対象期間：令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日】 ※指定様式を用いず、経審等で提出する「工事等経歴書」の写しの提出でも可（不要な業種は外し、希望業種のみ提出すること）
④	市様式	共通 4 口座振込金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●新規申請業者または口座の追加、変更を希望する業者のみ提出すること （前年度までの申請から変更のない業者は提出不要） ●前払金の請求を希望する場合は、前払金支払振込口座欄に必ず、西日本建設業保証株式会社へ届出された前払金専用口座を入力すること
⑤	市様式	共通 5 営業の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ●個人業者のみ提出すること
⑥	市様式	共通 6 技術者経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ●希望業種ごとに作成すること ●専任の営業所技術者に関しては、専任技術者欄に✓をつけること。（※希望業種に限らず、該当する方は全員）
⑥-2	添付	共通 6-2 技術者免状の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●技術者経歴書に記載した技術者分の免状の写しを添付すること ●実務経験の場合は、経営事項審査提出時の「実務経験証明書」の写しを提出すること ※資格によっては、実務経験の証明が必要になるものもあるため、確認の上必要な書類を全て提出すること
⑦	市様式	共通 7 使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> ●市様式_共通 1 を入力後、本様式を印刷し、使用印欄に本市との契約等に使用する印鑑を押印、また、申請欄には実印を押印した上で、PDF 等に電子データ化し、添付すること ※印影が確認できる解像度にデータ化すること ※会社名、支店名のみの印鑑は不可（使用を認める印影との併用は可）
⑧	添付	共通 8 商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●【法人】商業登記簿謄本 ●【個人】代表者の身分証明書（本籍地の市町村発行） →いずれも、写しを添付すること
⑨	添付	共通 9 印鑑証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●写しを添付すること
⑩	添付	共通 10 納税証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の証明書の写しを添付すること 【国税】（税務署発行） ◆法人「様式その 3 の 3」（法人税・消費税及び地方消費税） ◆個人「様式その 3 の 2」（所得申告税・消費税及び地方消費税） 【市税】（直方市 市民・人権同和对策課②番窓口発行） ◆「完納証明（滞納のない証明書）」全税目 →令和 6 年度分まで滞納がない証明とする 市税の完納証明の発行依頼の際は、使用目的を「指名願」と申し出ること ※法人は本社名義、個人は代表者名義の証明書を提出すること

⑩-2	添付	共通 10-2 直方市内の事業所所在地が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の、①②の両方に該当する場合は、事業所所在地が確認できる資料を添付すること ①個人事業主で直方市外に居住し、市内に事務所がある ②本申請にて建設業許可等の登録証明を提出していない <p><確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業届又は所得税申告決算書・収支内訳書
⑪	添付	建設工事 1 建設業許可通知書の写し 建設業許可申請書様式第 1 号別紙四（専任技術者一覧表）の写し	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●許可通知書については、申請時点で許可期間が有効であることを確認のうえ、写しを添付すること ※更新中の場合は、許可証明書の写しでも可 ●建設業許可申請書（又は変更届出書）に添付の専任技術者一覧表（別紙四）の写しを添付すること ※全ての許可業種について、最新の許可更新時のものを提出すること。（更新後に変更を行っている場合は、変更手続き時に許可行政庁に提出をしたもの） <p>【直方市内の支社（店）に委任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記に加え、建設業許可申請書別紙二（1）又は（2）を併せて提出すること
⑫	添付	建設工事 2 雇用促進に関する届出の各種証明書類	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <p>別紙③「雇用促進に関する項目」の詳細を確認のうえ、各項目に該当する場合は、必要書類の写しを添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「障がい者の雇用」に関する必要添付書類 ●「協力雇用主制度」に関する必要添付書類 ●「福岡県の子育て応援宣言」に関する必要添付書類 <p>→それぞれの必要書類は、別紙③「雇用促進に関する項目」の詳細より確認すること</p>
⑬	添付	建設工事 3 経営規模等評価関係書類	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営規模等評価申請書類一式の写し（申請書 2 枚、別紙一、別紙二、別紙三） <p>【審査基準日：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ②経営規模等評価結果通知書の写し <p>≪総合評定値〔P〕が記載された通知書≫</p> <p>【審査基準日：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日】</p>
⑭	添付	建設工事 4 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する書類	<p>【建設工事業種登録希望者のうち、該当者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経営規模等評価結果通知書で加入が確認できない業者（「無」と記載の業者）のみ、別紙②「社会保険等確認資料」2 に記載の書類を添付すること
⑮	様式	測量コンサル 1 経営規模等総括表	<p>【測量コンサル業種希望者のみ提出】</p>
⑯	様式	測量コンサル 2 業態調書	<p>【測量コンサル業種希望者のみ提出】</p>

⑰	添付	測量コンサル 3 登録証明書	<p>【測量コンサル業種のうち、該当業種登録希望者のみ提出】</p> <p>※以下の業種を希望する場合は、各登録証明の写しを提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「測量」希望・・・測量法第 55 条の登録証明書 ● 「建築設計」希望・・・建築士法第 23 条の登録証明書 ● 「不動産鑑定」希望・・・不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条の登録証明書 ● 「土地家屋調査」希望・・・土地家屋調査士法第 8 条の登録証明書
⑱	添付	測量・コンサル 4 財務諸表（決算書）	<p>【測量・コンサル業種希望者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直前 1 年度分の決算財務諸表を添付すること <p>※個人の場合は確定申告書の写しでも可</p>

書類作成及び申請要領【郵送申請版】

【申請までの流れ】

- (1) 事前準備として直方市公式ホームページより「R7 建設工事等競争入札参加資格審査申請様式一式（市内）」のエクセルデータをダウンロードし、必要事項を入力してください。
- (2) 建設業許可通知書の写し等各種証明書類関係を準備してください。
- (3) 提出書類の綴じ方（以下、【郵送申請時の注意】（2）参照）に沿って、書類をまとめ、申請書類一式を郵送してください。

【郵送先】

〒822-8501 直方市殿町 7-1 直方市 総合政策部 財政課 工事契約係

- ・令和 7 年 7 月 31 日（木）の消印の物まで有効とします。
- ・必ず配達記録の残るもの（郵便局による一般書留、簡易書留又は総務省の許可を受けた民間事業所が行う書留サービスが付加された信書便その他配達記録が残る信書便）でお送りください。
（※メール便、レターパック可）
- ・受付確認が必要な場合は、申請書受領確認ハガキ、または受付票及び返信用封筒を同封してください。

【郵送申請時の注意】

- (1) エクセルシートは、毎年内容が変わります。必ず、今年度の申請様式を使用してください。また、本様式は必要に応じて保護をかけていますので、保護を外さないようにしてください。
- (2) 提出様式①から⑯（測量・コンサルのみ希望の場合は①～⑫、⑰～⑳）の書類を番号順に並べ、ダブルクリップで留める、又はクリアファイルに入れて提出してください。
- (3) 文字は楷書で明瞭に記載のこと。ゴム印を使用できる箇所は、ゴム印可とします。
- (4) 提出書類中、該当のない書類は斜線を引いて一緒にまとめてください。
- (5) 提出部数は 1 部です。
- (6) 各証明書は、提出時において、必ず発行後 3 ヶ月以内のものを提出してください。

* 書類種について *

◎市様式：エクセルデータ「R7 建設工事等競争入札参加資格審査申請様式一式（市内）」の各種シート

【提出書類一覧】

◎添 付：各種証明書等の写し

No.	書類種	提出書類	備考
①	市様式	共通 1 申請書	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事と測量・コンサルの中から別紙①「指名希望業種分類表」を参考に希望業種 2 業種までを選択し、入力すること ●準市内業者（本社が市外にある業者）は、委任先の直方市内の支社（店）の名称と受任者氏名を入力すること ※建設業種を希望する場合 委任先として指定できるのは、建設業法上の営業所許可を受けた事業所のみとなるため、注意すること
②	市様式	共通 2 営業所位置図	<ul style="list-style-type: none"> ●地図等の画像データを張り付け、営業所の位置が明瞭となるようポイントを付すこと

③	市様式 又は 任意様式	共通 3 工事・コンサル等経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ●希望業種ごとに直前 2 年間分の経歴書を作成すること 【対象期間：令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日】 ※指定様式を用いず、経審等で提出する「工事等経歴書」の写しの提出でも可（不要な業種は外し、希望業種のみ提出すること）
④	市様式	共通 4 口座振込金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●新規申請業者または口座の追加、変更を希望する業者のみ提出すること （前年度までの申請から変更のない業者は提出不要） ●前払金の請求を希望する場合は、前払金支払振込口座欄に必ず、西日本建設業保証株式会社へ届出された前払金専用口座を入力すること
⑤	市様式	共通 5 営業の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ●個人業者のみ提出すること
⑥	市様式	共通 6 技術者経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ●希望業種ごとに作成すること ●専任の営業所技術者に関しては、専任技術者欄に✓をつけること。（※希望業種に限らず、該当する方は全員）
⑥-2	添付	共通 6-2 技術者免状の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●技術者経歴書に記載した技術者分の免状の写しを提出すること ●実務経験の場合は、経営事項審査提出時の「実務経験証明書」の写しを提出すること ※資格によっては、実務経験の証明が必要になるものもあるため、確認の上必要な書類を全て提出すること
⑦	市様式	共通 7 使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> ●市様式_共通 1 を入力後、本様式を印刷し、使用印欄に本市との契約等に使用する印鑑を押印、また、申請欄には実印を押印し、提出すること ※印影が確認できるよう明瞭に押印すること ※会社名、支店名のみの印鑑は不可（使用を認める印影との併用は可）
⑧	市様式	共通 8 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ●準市内業者（本社が市外にある業者）のみ提出すること
⑨	市様式	共通 9 誓約書兼同意書	<ul style="list-style-type: none"> ●実印を押印の上、提出すること
⑩	添付	共通 10 商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●【法人】商業登記簿謄本 ●【個人】代表者の身分証明書（本籍地の市町村発行）
⑪	添付	共通 11 印鑑証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●写しを提出すること
⑫	添付	共通 12 納税証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 【国税】（税務署発行） ◆法人「様式その 3 の 3」（法人税・消費税及び地方消費税） ◆個人「様式その 3 の 2」（所得申告税・消費税及び地方消費税） 【市税】（直方市 市民・人権同和对策課②番窓口発行） ◆「完納証明（滞納のない証明書）」全税目 →令和 6 年度分まで滞納がない証明とする 市税の完納証明の発行依頼の際は、使用目的を「指名願」と申し出ること ※法人は本社名義、個は代表者名義の証明書を提出すること

⑫-2	添付	共通 12-2 直方市内の事業所所在地が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の、①②の両方に該当する場合は、事業所所在地が確認できる資料を提出すること ①個人事業主で直方市外に居住し、市内に事務所がある ②本申請にて建設業許可等の登録証明を提出していない <p><確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業届又は所得税申告決算書
⑬	添付	建設工事 1 建設業許可通知書の写し 建設業許可申請書様式第 1 号別紙四（専任技術者一覧表）の写し	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●許可通知書については、申請時点で許可期間が有効であることを確認のうえ、写しを添付すること ※更新中の場合は、許可証明書の写しでも可 ●建設業許可申請書（又は変更届出書）に添付の専任技術者一覧表（別紙四）の写しを添付すること ※全ての許可業種について、最新の許可更新時のものを提出すること。（更新後に変更を行っている場合は、変更手続き時に許可行政庁に提出をしたもの） <p>【直方市内の支社（店）に委任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記に加え、建設業許可申請書別紙二（1）又は（2）を併せて提出すること
⑭	添付	建設工事 2 経営規模等評価関係書類	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営規模等評価申請書類一式の写し （申請書 2 枚、別紙一、別紙二、別紙三） 【審査基準日：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日】 ②経営規模等評価結果通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> ◀総合評定値〔P〕が記載された通知書▶ 【審査基準日：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日】
⑮	市様式	建設工事 3（様式 建設工事 1） 雇用促進に関する届出書	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各該当項目にチェックをつけて提出すること。 ※いずれも該当しない場合は、<u>該当なしの項目にチェックをつけること。</u>
⑮-2	添付	建設工事 3-2 雇用促進に関する届出の各種 証明書類	<p>【建設工事業種登録希望者のうち、該当者のみ提出】</p> <p>雇用促進に関する届出書にチェックをつけた項目に関し、必要な添付書類を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「障がい者の雇用」に関する必要添付書類 ●「協力雇用主制度」に関する必要添付書類 ●「福岡県の子育て応援宣言」に関する必要添付書類 →それぞれの必要書類は、別紙③「雇用促進に関する項目」の詳細より確認すること
⑯	添付	建設工事 4 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する書類	<p>【建設工事業種登録希望者のうち、該当者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経営規模等評価結果通知書で加入が確認できない業者（「無」と記載の業者）のみ、別紙②「社会保険等確認資料」2に記載の書類を提出すること
⑰	様式	測量コンサル 1 経営規模等総括表	<p>【測量コンサル業種希望者のみ提出】</p>

⑱	様式	測量コンサル 2 業態調書	【測量コンサル業種希望者のみ提出】
⑲	添付	測量コンサル 3 登録証明書	<p>【測量コンサル業種のうち、該当業種登録希望者のみ提出】</p> <p>※以下の業種を希望する場合は、各登録証明の写しを提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「測量」希望・・・測量法第 55 条の登録証明書 ● 「建築設計」希望・・・建築士法第 23 条の登録証明書 ● 「不動産鑑定」希望・・・不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条の登録証明書 ● 「土地家屋調査」希望・・・土地家屋調査士法第 8 条の登録証明書
⑳	添付	測量・コンサル 4 財務諸表（決算書）	<p>【測量・コンサル業種希望者のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直前 1 年度分の決算財務諸表を添付すること <p>※個人の場合は確定申告書の写しでも可</p>

【その他共通事項】

【登録業種に関するその他注意事項】

(1) 経営規模等評価関係書類の提出について

審査基準日内（令和5年10月1日～令和6年9月30日）の①経営規模等評価申請書類一式の写し及び②経営規模等評価結果通知書の写しが提出できない場合、建設工事の入札に参加できません。

ただし、令和6年9月30日以降の上記①・②の資料が提出できる場合、建設工事の入札には参加できませんが市の登録業者になることはできます。

（※市が発注する修繕工事等の見積合わせや入札に参加することはできます）

(2) 「水道本管（上水道）」を希望する場合は、下記の2つの要件を満たす必要があります。

- ・「管」の建設業許可を持っていること。
- ・「直方市指定給水装置工事事業者」の登録（※）をしていること。

※登録窓口：水道管理課 水道管理係 TEL 0949-25-2171（直通）

【書類の訂正について】

申請書類の訂正や書類の追加提出は、原則メールにて受領いたします。（押印の必要な書類等原本の提出が必要な場合等を除く）

◆提出先アドレス（直方市財政課工事契約係）：n-keiyaku@city.nogata.lg.jp

【その他申請後の流れ】

1. 登録業者情報の公開について

登録業者情報の「会社名」「所在地」「電話番号」「市の登録業種」「業種別の格付表※市内建設工事業者のみ」に関しては、令和7年10月以降、直方市のホームページ上にて公開します。

また、これに先立ち、令和7年9月下旬に「令和7年度直方市建設業者等入札参加資格の審査結果」を通知いたします。

2. 変更事項の届出

申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。

変更届は、直方市指定様式を使用し、変更事項が確認できる書類を添付してください。

※様式は直方市公式ホームページの「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（建設工事等）」のページより様式をダウンロードしてご使用ください。

【お問い合わせ先（担当部署）】

直方市 総合政策部 財政課 工事契約係 TEL 0949-25-2233（直通）

別紙①

指名希望業種分類表

直方市では建設工事・測量・建設コンサルタント等の中から、1社につき2業種まで登録が可能です。下記の42分類から希望する業種を選択し、競争入札参加資格申請書の「希望業種 1」・「希望業種 2」欄に記入してください。

No.	建設工事	No.	測量・コンサルタント等
01	土木一式	31	測量
02	建築一式	32	建築設計
03	大工	33	土木設計
04	左官	34	地質調査
05	とび・土工・コンクリート	35	補償
06	石	36	不動産鑑定
07	屋根	37	設備設計
08	電気	38	土地家屋調査
09	管	39	漏水調査（工事を伴うもの。）
10	タイル・れんが・ブロック	40	計量証明
11	鋼構造物	41	白蟻防除
12	鉄筋	42	その他（上記以外のもの。）
13	ほ装		
14	しゅんせつ		
15	板金		
16	ガラス		
17	塗装		
18	防水		
19	内装仕上		
20	機械器具設置		
21	熱絶縁		
22	電気通信		
23	造園		
24	さく井		
25	建具		
26	水道施設		
27	消防施設		
28	清掃施設		
29	解体		
30	水道本管（上水道）		

別紙②

社会保険等確認資料

1. 業者登録受付時に提出する書類の「経営規模等評価結果通知書」での確認 (最新の「経営規模等評価結果通知書」でも可)

経営規模等評価結果通知書において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄のすべての欄が「有」又は「除外」であること。この場合、下記の2に記載する提出書類は必要ありません。

経営規模等評価結果通知書 記載例

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無	除外	
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	有	
建設業退職金共済制度加入の有無	無	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	無	
法定外労働災害補償制度加入の有無	無	
労働福祉の状況		0

2. 上記の3項目の欄で、一つでも「無」となっている場合

現在、加入済であることを証明する以下の提出書類が必要になります。

保険種類	提出書類
雇用保険	【①自社で申告納付している場合】 ●労働局発行の労働(雇用)保険料の領収書(写)、又は納入証明書
	【②労働保険事務組合に委託している場合】 ●労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料の領収書(写)、又は納入証明書
健康保険及び 厚生年金保険	【①全国健康保険協会に加入している場合】 ●年金事務所発行の保険料の領収書(写)又は納入証明書
	【②健康保険組合に加入している場合】 ●健康保険組合発行の保険料の領収書(写)又は納入証明書 ●年金事務所発行の厚生年金保険料の領収書(写)又は納入証明書
	【③年金事務所に適用除外承認を受けた建設国保等に加入している場合】 ●年金事務所発行の厚生年金保険料の領収書(写)又は納入証明書 ※領収書の健康保険料が0円であることを確認します

別紙③

「雇用促進に関する項目」の詳細について

名称	内容	判定基準日	要件	加算点	必要書類
障がい者の雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に定める法定雇用障害者数を達成していること(常時雇用労働者数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条に定める数未満の事業所にあつては、1人以上雇用していること)	入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在	【障害者雇用状況の報告義務がある事業主】 1. 法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用していること	3点	・公共職業安定所に提出した受付印のある障害者雇用状況報告書の写し
			【障害者雇用状況の報告義務がない事業主】 1. 判定基準日で1人以上の障がい者を雇用していること		・判定基準日に雇用している障がい者の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し ・判定基準日に雇用していることを証する書類(健康保険被保険者証の写し等)
保護観察対象者等の雇用	協力雇用主として保護観察対象者または更生緊急保護対象者等(※)を雇用していること (※)等には刑務所出所者を含む	入札参加資格審査申請日以前の直近の3月31日現在	以下のすべての条件を満たしていること 1. 協力雇用主として、法務省福岡保護観察所に登録されていること 2. 判定基準日以前1年の間に更生保護法48条に定める保護観察中の者または同法第85条に定める更生緊急保護中の者等(※)を雇用したこと 3. 同一人の雇用で、雇用期間が3ヶ月以上あること (※)等には刑務所出所者を含む	3点	・雇用促進(保護観察対象者等の雇用)に関する申請書 法務省福岡保護観察所の確認印を押印したもの* ※法務省福岡保護観察所での手続きが必要。下記必要書類1~3を法務省福岡保護観察所に提出すると、確認印を押印した「雇用促進(保護観察対象者等の雇用)に関する申請書」が交付される。 手続きに必要な書類 1. 雇用促進(保護観察対象者等の雇用)に関する申請書 2. 判定基準日における保護観察対象者または更生緊急保護対象者等を雇用したことが確認できるもの ・雇用契約書または採用通知書の写し(必須) ・貸金台帳または出勤簿の写し(必須) ・その他法務省福岡保護観察所が指示する書類(必要に応じて) 3. 返信用封筒(住所、担当者名を記入し、切手を貼った定形郵便の封筒) 確認印を押印するための申請書提出先 法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-3 福岡第2法務総合庁舎 電話番号 092-761-6799
子育て応援宣言	「福岡県子育て応援宣言」に登録していること	入札参加資格審査申請日現在	申請日時時点で登録期間が有効であること。	3点	・「福岡県子育て応援宣言登録証」の写し

注意1 上記に該当していても、入札参加資格審査申請時(業者登録時)に提出がない場合は、点数の加点はありません。

注意2 代表者、法人の役員、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は対象者から除きます。